

消 食 基 第 9 0 号
令 和 8 年 2 月 1 9 日

食品安全委員会

委員長 祖父江 友孝 殿

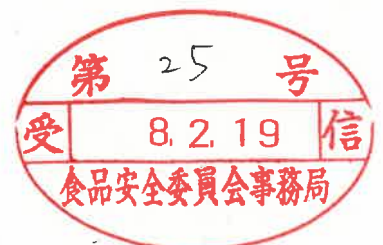
内閣総理大臣 高市 早苗
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めたところですが、これを取り下げます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の規格として、別添の 4 品目の農薬の食品中の残留基準を設定すること。



(別添)

	文書番号	品目名	英名	主な用途
1	厚生労働省発食安 第 1002001 号 平成 19 年 10 月 2 日	ジクロメジン	DICLOMEZINE	農薬・殺菌剤
2	厚生労働省発食安 1115 第 9 号 平成 23 年 11 月 15 日	フェノキシカルブ	FENOXYCARB	農薬・殺虫剤
3	厚生労働省発食安 1006 第 29 号 平成 23 年 10 月 6 日	ブタフェナシル	BUTAFENACIL	農薬・除草剤
4	厚生労働省発食安 1110 第 19 号 平成 22 年 11 月 10 日	モノクロトホス	MONOCROTOPHOS	農薬・殺虫剤